

近世和泉の物吉について

下村 欣司

はじめに

近年「雑種賤民」と呼ばれた人びとについての研究が各地で深められているが、和泉にも夙・物吉・道法（道傍・梓巫・アルキなどと呼ばれた人びとが中世から近世にかけて存在したことを各種の記録や古文書などで確認することができる。しかし、こうした人びとの中で夙などの研究はあるものの、ほとんどはその存在さえも知られていないようである。¹⁾

物吉についても京都の物吉については詳しい報告がなされているが、和泉の物吉についてはこれを地名として報告した例を見るのみでほとんど知られていないように思われる。

今回、私が泉佐野市内の史料調査で見つけた若干の物

吉に関する江戸時代の文書を報告し、江戸時代を中心として、和泉の物吉について少し考えてみたい。

一、泉州の物吉村について記した文書・絵図

今まであまり注目されてこなかったが、泉州の近世文書・書籍や絵図には佐野の物吉村の名を記しているものがある。主なものあげてみると左記のようになる。

①石橋直之が元禄一三（一七〇〇）年に刊行した『泉州志』には「中通り」の中に「鶴原村、北出村（中略）佐野村、同ク市場村、物吉村」とあり、「此村々ハ郷莊不分明、蓋シ中ノ莊、佐野、長瀧者昔ハ莊号也。今為村号ト」と記されている。

②「元禄十三年写之」と記された『和泉国大絵図』には、

「サノノ内物吉」として、佐野村の枝村としての物吉村が蟻通神社のすぐ近くに描かれている。²⁾

③享保一一（一七二六）年から元文六（一七四一）年頃のものと思われる向井喜右衛門から山内平太夫への手紙には「私所持田地物吉村墓所之下ニ四反斗御座候」とある。³⁾

④天保の中頃（一八三〇年代）に熊取の大庄屋中盛彬が著した『拾遺泉州志』（通称は『かりそめのひとりごと』）には或説として「宿ちふ村、つる原の宿村・久米田の道傍村・佐野のものよし村の類なほ多し」とある。

以上の四つに後に述べる四つの文書を加えて考えるならば江戸時代を通じて佐野に物吉村の存在したことが確認される。

二、佐野村の『名寄帳』の分析と江戸初期の物吉

江戸時代の佐野村東方に関しては元和元（一六一五）年の『泉州佐野庄名寄御帳』（二冊、以下『名寄帳』という）と寛永七（一六三〇）年の『高名寄』の二種類三冊の名寄帳が残されている。⁴⁾

江戸時代の佐野村は当初、中世からの郷士で代官庄屋を勤めた藤田十郎大夫が支配する西方と同じく郷士出身

の代官庄屋吉田久左衛門の支配する東方に分かれていたが、これらの『名寄帳』はいずれも吉田久左衛門に属する東方のものであり、ここに物吉が記載されている。

まず『名寄帳』二冊から見てみたい。この二冊はいずれも表紙に「泉州佐野庄名寄御帳 吉田久左衛門（方）元和元年十二月吉日」と記されていて同じ頃に作成されたことはまちがいない。しかし内容はかなり異なっていて、一つは（以下Aとする）普通の名寄帳と同じく人名と保有する田畑が一筆ごとに地味・面積・石高などと共に記してあるが、もう一つは（以下Bとする）、△図▽のような形式で記されていて、人名は少なく、石高の大部分は「おふけ番」「市場番」「物よし分」「者満ノわきや分」として一括した形で一筆ごとの田畑がAと同じように記されている。A||Bでないことは、Aの石高の合計が五八五石余りでBの石高の合計が二百五十石余りなのを見ればわかる。

ではなぜ 元和の『名寄帳』はこのようにAとBに分かれ、表記の仕方も変わっているのだろうか。

〔史料 1〕「慶長拾参年十二月吉日」

泉州佐野庄高目録之覚⁵⁾」

<図a>元和元年「名寄帳」と寛永七年「高名寄」の人名比較

元和元年「名寄帳」A				寛永七年「高名寄」			
人	名	持	高	人	名	持	高
高	左近	9石2斗7升8合		一、菊	左近番	16石3斗3升8合	
うて	甚左	1 5 4 4		篠	衛門	9 4 1 8	
菊	左近	23 6 1 3		ささの	久三郎	4 5 5 5	
	五郎兵へ	4 4 5		百ノ	助九郎	8	
百	助五郎	2 6 1		百ノ	助六三	4 5 3 4	
百	助六	1 7 9 4		うでの	甚	4 9 9 7	
百	助作	1 9 5 5		百ノ	助五郎	5 8	
高	左近	2 9 6 8		高	左近	3	
篠	衛門	19 3 4 2		高	左近	3 1 3	
紺屋ノ	甚衛門	1 3 7 5		高	新藏	4 5 1 5	
ささノ	喜右衛門	2 5 1 4		高	左近	3 5 8 1	
ささノ	五郎	4 2 8 3		菊	又助	2 3	
ほうかんノ	二郎	3 5		菊	左近	34 4 7 7	
上知	二郎九郎	5 9 8		一、奥	左近番		
上知	又助	1 6 6 4		七郎左近	9石2斗4升1合		
	又左衛門	3 7 1		石若	衛門二郎	4 8 8 2	
	春日神主	11 9 5 2			与十郎	3 1 1	
	七郎左近	6 9 5 2			二郎九郎	9 1 7 4	
八ノ	左近次郎	4 6 2			新九郎	1 6 2	
石若	衛門二郎	4 6 9 4		たて	衛門	2 3 8 2	
吉ノ	孫介	6 5 2 7		市ハ	助一	5 7 8 2	
四郎兵衛	後家	2 3 9		新九郎ノ	甚九郎	1 3 9 9	
牛	左近衛門	1 8 6 3		上知	又左衛門	2 5	
市場	助市	3 4 1 9		奥ノ	喜作	2 2 1	
	新九郎	4 6 4		牛ノ	彦右衛門	1 2 3 5	
おこじ	三十郎	4 5 3		奥	左近衛門	3 6 9 1	
うて	二郎太郎	1 4		奥	左近	65 9 2 1	
奥	左近	49 9 8 1					

<図b>元和元年の「名寄帳」B

(惣石高 250石6斗6升7合)

おおけ番	おおけ番	おおけ番	おおけ番
地味 地名 面積 石高 下高 旧所有者	地味 地名 面積 石高 下高 旧所有者	地味 地名 面積 石高 下高 旧所有者	地味 地名 面積 石高 下高 旧所有者
合計石高と下高	合計石高と下高	合計石高と下高	合計石高と下高
33石8斗2升1合	49石6斗余り	15石5斗9升7合	21石4斗8升
5番で130石7升3合			

名寄之高ノ (前略)

- 合千八百八拾壹石六斗九升壹合 十郎左衛門方
- 右之内參百七拾四石貳升壹合 浦方
- 同ノ八百石七斗六升七合夫役ノ 執の高
- 一、佐野庄高半分之覚

(中略)

- 名寄ニ有分
- 一、參百八石八斗貳升八合 浜分ノ帳ニアリ
- 一、六百拾參石八斗參升四合 五番并さんさい帳ニアリ
- 一、貳百五拾七石八斗九升 出作分 但嘉祥寺村 安松村

ノ千八百八拾石五斗五升貳合 (下略)

「史料1」が藤田家文書であり、十郎左衛門の名があるところから見ても史料前半の「名寄之高ノ」は、のちの藤田十郎大夫が支配する佐野村西方のものであり、「佐野庄高半分之覚」が東方のものであることは容易に推察される。史料の「名寄ニ有分」を見ると、佐野村東方の名寄帳が「浜分ノ帳」「五番并さんさい帳」「出作分」に分かれていたことがわかる。

つぎにAとBをみていただきたい。これは「名寄帳」Aの一部分と寛永七年の「高名寄」の一部を記したものであるが、比較してみると双方に共通する名がかなりあることに気付く。「名寄帳」Aは「高名寄」のように番ごとに分けられていないが、「名寄帳」Aの「高左近」から「ささノ五郎」または「ほうかんノ二郎」までは「高名寄」の菊左近番にあたり、「ほうかんノ二郎」または「二郎九郎」から「奥左近」までは奥左近番にあたるのではないかと推測される。同じように「名寄帳」Aの残りの部分と「高名寄」の「右衛門番、市場番、大婦希番」とを調べてみると、ここでも各番について相当な数の人名の一致が見られる。したがって「名寄帳」Aは、番名は無いものの五つの番に属する人びとのみを記したものであり、「史料1」の「佐野庄高目録之覚」にある五番帳にあたるといつてよいであろう。

では「名寄帳」Bはなにを記しているのだろうか。「史料1」には「五番」以外に「浜分」と「さんさい帳」「出作分」があるが、浜分は浦方であり、Bには浦方の人名は出てこないし、Bに記載されている久左衛門は東方庄屋の吉田久左衛門であることは間違いないので、かれは浦方には属さないものであるから、「浜分」はBではなく別の帳面で現在は存在しないと考えてよいだろう。それ

では「さんさい帳」か「出作分」なのだろうか。結論をいうと『名寄帳』Bは「さんさい帳」と「出作分」の一部と考えてよいだろう。

『名寄帳』Bには「物よし分」(十八石六斗七升二合)と「ものよしM(人名)」(二石八斗八合)¹⁾が記載されているが、つぎのような形式で記されている。

〇〇〇(地名)

上 壹反貳畝 壹石八斗 内四斗下 元掃部二郎

△△△(地名)

上々 五畝五分 八斗貳升六合 安松 おくてノ

内貳斗貳升下 元宮内大郎

つぎに慶長十二(一六〇七)年の『泉州佐野庄出作安松帳』(以下『出作安松帳』とする)の一部(『史料2』)を見てみよう。

〔史料2〕慶長拾貳年霜月 泉州佐野庄出作安松帳²⁾

(前略)

少路ノ 掃部二郎

上 〇〇〇 壹反貳畝 壹石八斗 内四斗下

(中略)

安松おくて宮内大郎
上々 △△△ 五畝五分 八斗貳升六合 内貳斗貳升下
(下略)

この『出作安松帳』は、佐野村の隣村である安松村から佐野庄へ出作に来ていた人たちの名寄帳のようなものであるが、『名寄帳』Bの「物よし分」の記述と見比べると、安松村の掃部二郎と宮内大郎の出作地が慶長一二年より元和元(一六一五)年の間に物吉の人たちに渡っていることが判明する。ここに記したのは『出作安松帳』と『名寄帳』Bの一部であるが、両者の全てについて調べてみると、『名寄帳』Bに記された物吉の全所有地の二〇筆・二一石四斗八升(△図e)を参照)のうち一筆・一石四斗一升九合、約五八%が安松出作地から入手したものであることがわかる。

したがって安松村の出作地がBに含まれることは確かであるが、『史料1』によれば「五番井さんさい帳」と「出作分」を加えた石高は八七一石余りであり、『名寄帳』のA+Bの石高は八三六石余りとなり、少し差があるので、Bは「出作分」の一部と「さんさい帳」と考えてよいだろう。しかし、これだけではなぜAとBを分けたのがわからない。

〔史料 3〕「佐野村年寄口上書」³⁾
(前略)
私共義往古方之番頭二而、百姓を預り、十郎大夫、久左衛門両家江隨身仕、万事取さはき仕申候、根来領之節者、軍用等迄相勤申候、天正十三年と佐野村之儀、御蔵所ニ罷成候得共、如先規番頭相勤、御納所相済申候、御蔵所小堀遠江守様へ御目見仕候、其後松平周防守様御知行所ニ罷成候而茂、右年寄役被仰付御目見申上候、御当代様御入国被為成、先規之通ニ被為仰付、御城御年頭之祝儀、御帰城之御祝儀等、銘々申上難有奉存候、(中略)
外村之年寄と者格別ニ茂被為仰付候(下略)

戌九月十七日

佐野村年寄

奥 左近

同

御代官衆中様

与市郎

戦国時代に佐野の隣の日根庄では、入山田村が槌丸・大木・苜蒲・船淵の四つの番に分かれ、それぞれの番には番頭がいて、公事屋や役屋と呼ばれた正規の村人の代表として村を運営し、江戸時代には庄屋・年寄になったことはよく知られている。この「史料3」によれば佐野

でも、日根庄と同じく番に分かれ、この奥左近などが番頭として活躍していたことがわかる。ここに出てくる奥左近は、もちろん『名寄帳』Aや『高名寄』に出てくる奥左近であり、他の菊左近番の菊左近、右衛門番の右衛門も同じく番頭から年寄になった者である。

では「おぶけ(大婦希)番」「市場番」はどうであろうか。「おぶけ番」のおぶけと「市場番」の市場はそれぞれ近代の大引町、市場町を指す地名と見られ、それぞれに三郎右衛門と四郎兵衛という、いづれも中世末には番頭であり、江戸時代には年寄役を勤める農民がいた。⁴⁾

佐野も日根野と同じように番があり番頭が年寄になったとするなら、各番の公事屋・役屋にあたるのが五つの番の人びとではなかったらうか。

すなわち『名寄帳』Aや『高名寄』に記された五つの番の人びとは、役屋・公事屋、つまり正規の村人であり、佐野村東方はこの五つの番の人びとを基礎として成立したものと考えられる。

一方の『名寄帳』Bは△図b)でもわかるように人名でなく番や分で一括されている人びとのいることが特徴である。ここに記されている一括された五つの番の石高は二四石〜二六石でほぼ均等であり、番の共有地なのかとも思われるがよくわからない。しかし、物吉の田畑の

のかどうかはわからない。ただ畠が少なく、中田以上が多く、決して劣悪な土地ではなかったようである。
 △図dの五番の持高を見ると(五番以外は浦人が多く、浦人の場合は屋敷地だけのことも多くて比較にならない)、持高二石以下の人も三五%余りもあり、この人たちが生活しているのだから、物吉の持高が零細とはいえ(〇のみが例外的に五石以上所持している年寄的存在であったと思われる)、この持高でも小作をすれば生活はできたと思われるが、農業専業であったのか否かの問題については次章で検討したい。
 △図eを見るに『名寄帳』Bに記された物吉の所持地は全て田畑であり、屋敷地は一筆も含まれていない。
 では物吉の屋敷はどこにあったのだろうか。これも次章の「史料5」に記されているように、すでに元和の時点で、佐野村ではなく隣村の長瀧村に属する蟻通神社の地子免除の地に住んでいたのが名寄帳には屋敷地が出てこないと考えるべきであろう。
 さらに「史料4」を見てみよう。

「史料4」貞享四年(一六八七)「久左衛門方より十郎大夫方江高替越帳 佐野村久左衛門

は「物よし分」と一括され、高持百姓として認められていなかった物吉の人びとが新しく村人として認められ、記載されたことを示している。したがって人数の増加は、一つには『名寄帳』Bで「物よし分」「はまノわきや分」、五つの番などに一括されていた人びとが高持百姓として扱われるようになり、あるいは家来百姓が小農民として自立したためにおこったことと考えられる。

もう一つは前記の②で記したように、浜分の人びとが入ったことによる。浦人が農業を専業としない以上持高が少ないのは当然であり、新参や自立したばかりの農民の持高の少ないのもまた当然であって、佐野におけるこの時期の零細な土地所有者の人口増は見かけのもの、つまり従来は正規の村人と認識されていなかった零細な土地の所有者たちが名寄帳に記載されたためにおこった現象であって、階層分化が主な理由ではない。

ところで△図eは『名寄帳』Bの物吉の所有地の地味を、△図fは『高名寄』に記載された物吉九人の持高を記したものである。元和と寛永では物吉の持高は四石余り減少しているが、元和の人数がわからないので一人あたりの平均の所有高も減少したといえる。

<図e> 『名寄帳』Bの物吉の所有地

等級	筆数	面積	石高
上々田	4	2反3畝27分	4石4斗3升7合
上田	8	6 7 6	10 1 8
中田	4	3 6 23	4 7 8 1
下田	2	1 2 10	1 3 8 2
上島	1	3 20	4 6
下々島	1	5	2 4
合計	20	14反8畝26分	21石4斗8升

<図f> 『高名寄』の物吉の個人の持高

人名	持高	人名	持高
o	1石2斗7升4合	*So	1石 4升 合
zr	5 3 2	zi	1 1
zs	1 8 8 8	y	2 4 7 5
*S	9 4 6	*E	7 4 5
sa	2 1 4 9		
合計		合計	16石9斗1升9合

方」

(前略)
 出村 二郎兵衛

○○○ (地名)

下田 八畝拾歩 九斗四升六合 卯二入 元物よしS
 出村 治兵衛

○○○

中田 六畝 七斗八升 卯二入 元同SO

△△△ (地名)

中島 式畝拾八歩 式斗六升 卯二入 元 同人

出村 左次兵衛

□□□ (地名)

中田 五畝廿三歩 七斗四升五合 卯二入元物よしE

△図fにあるS、SO、Eの三人を大文字にしたのは他の六人と異なって僧侶のような名を持っているからであり、持高も下から三位である。貞享四年の『高替越帳』を見ると、この三人がいずれも同じ卯年に『高名寄』に記載されている全ての土地を西方の出村二郎兵衛らに譲っており無高になっていることがわかる。

『高名寄』には地味や地名、面積が記されていないが、

△図f√と「史料4」の『高替越帳』を比べると、例えばSの持高は『高名寄』では九斗四升六合であり、ここに記した『高替越帳』の中の出村二郎兵衛に譲渡した石高とびつたり一致する。このことは他のSO、Eの二人についてもいえることであり、『高替越帳』の中で三人が譲渡した土地は、元々『高名寄』に記された三人の持高の土地であったことがわかる。この『高替越帳』の地名、地味、面積と同じ土地は「史料2」の慶長一二年『出作安松帳』の中には見つけることができない。『高名寄』の物吉の田畑は『名寄帳』Bの田畑を引き継いでいるものと考えられるので、『高替越帳』の物吉三人の田畑は他の物吉の人びとは異なつて安松出作地からは全く購入しなかつたことを物語っている。この三人の共通性は偶然なのであろうか。このことも次章以下で検討してみたい。

江戸初期の物吉についてまとめておけば、おそらく豊臣政権の時代に蟻通神社の社領に住むようになった物吉の人びとは、農業に対して濃淡のある態度を取つたものの（寛永の九人の内の大文字の三人の行動と持高から判断して）、近くの安松出作地の田畑を入手し、百姓としての生活を始めた。元和には正規の佐野村村人とは認められていなかったが、寛永ごろになると高持百姓として定着し、村人として名寄帳に載せられるようになってきた

が貞享四年には三人が田畑を売却して無高となつた。

三 享保の神役一件

「史料5」 「乍恐口上書」²⁸

（端裏書） 蟻通森番物吉可申付書付

四月廿八日二
申上ル扣

乍恐口上書

一 今度當社蟻通神明御修復被為仰付候ニ付先規法式之通神役相勤候者共ニ我々各役義申渡候神明前物吉村之者共先格ニ而御普請之間御社内之番勤來候ニ付三月十六日先規之役義申付候得者神恩之役義御番ニ候ハハ畏候と申候処ニ同廿日物吉共申參候ハ佐野村庄屋中私共ハ申付候ハ此度明神之御役ニ罷出候事無用ニ致候様ニ候ハハ大切之役義ニ御座候得共御番得仕間舖と申候ニ付我々共合点不參候ニ付村之年寄松右衛門を以申遣候ハ先規相勤來り申候物吉共神役如何被存とめ候哉と申候得ハ佐野村庄屋年寄申候者長瀧村氏神ハ佐野村百姓神役ニ出候義無之事ニ候先規も我々共ハ断候者其格式にて相勤させ可申候ハ共不存義ニ候故難成候由ニ申候松右衛門申候ハ唯今までハ物吉共先格之通相勤候得者各々ハ断可申様

一 無之候殊ニ物吉共義佐野村百姓分ニ相加リ罷有候而も往古ハ蟻通神明前之物吉共ニ候得者神明御境内之道を越候処地子御免許之地ニ居申候事偏ニ明神之神恩ニ候只今新法ニ各々ハ神役相勤させ間舖と被申候事物吉ニ被存候と申候ハ佐野村庄屋年寄申候ハ左候者先物吉共ニも今一應相尋可申と被申候御事

佐野村庄屋年寄被申上候義我々何共難心得奉存候神役相勤來り候證據候者相勤させ可申候由當社之義御殿様度々之御修覆被為成候ニ付先格を以相勤候者共ニ神役相勤させ候得者只今まで無異義神役勤來り申候物吉共義筋目格別之者ニ候ゆへ御社内出入之事如何敷と佐野村庄屋年寄共申上候何連之所ニ而も大寺大社ニハ門前と申有之候而仏神御役相應ニ相勤申候此度如何存候哉年より之物吉共先々寄進ニ御番相勤候など々申由佐野村庄屋年寄偽りを申させ彼等寄進ニ神役相勤度と願候共由緒無之相勤させ申儀無御座候神恩之志御役相勤間舖義以外ニ奉存候殊ニ物吉共義明神御境内之外地ニ候得共地子御赦免被為成候事蟻通神明前物吉共ニ候ゆへニ御座候中々證文手形ニ不及證據と奉存候然処ニ佐野村ハ先年領堺へ出置候百姓ニ候よし何之由緒を以御赦免地ニ彼等指置候哉乍恐御吟味奉願候御事

一 物吉共屋敷就神恩ニ御赦免地ニ罷在候而渡世連き々々之百姓並ニ有之候ニ付佐野村庄屋年寄物吉共ニ何可と申付背神慮を彼等ガ地を致押領 御公儀様をかすめ末々百姓並ニ役等致させ庄屋年寄之助成ニ可仕と被存新法ニ神役相勤させ不申様ニ被工候御事右之通少茂相違無御座候聞召 被為分ケ先規之通物吉共神役相勤候様ニ御吟味之上乍恐被為 仰付被下候者難有可奉存候以上

長瀧村蟻通別當

申 四月廿八日

宗福院

同 神主

松大夫

中村伊左衛門殿

兩人扣へ

文書の内容を検討する前に、この文書の年代を決定しておきたい。

現在蟻通神社には江戸時代の記録がほとんど残っていないこともあり、申年の神社修復が何年のことなのかは明確にしがたい。しかし山内家文書を調べてみると文中の長瀧村年寄の松右衛門が長瀧村中番の年寄役を勤めて

いたのは、正徳ごろから享保九年までと考えられるので、この間の申年は丙申の享保元（一七一六）年になり、この文書はこの年のものと考えてよいだろう。

つぎに内容を詳しく検討してみたい。

事件の概要はつぎの通りである。蟻通神社の修復に際して神主および社僧の宗福院が物吉に対して神役を命じたところ、物吉は本村の佐野村庄屋などの意向だとして神役を拒否したため蟻通神社が藩へ訴えた。

両者の言い分を検討する前に、神役について少し考えておきたいが、この文書だけでは神役の内容はよくわからない。ただ日常的に神社に奉仕するような役ではなく、普請の場合などの神社の警備（端裏書の森番の語句からも連想される）あるいは普請の下働きなどであったと考えられる。

両者の言い分を見ると、蟻通神社側の言分は、これまでも神社の修復の場合は物吉が神役を勤めていて、これは古来からのきまりであり、今までは問題なく勤めていた。今になって新しく文句を言ってくるのは物吉を百姓として扱うことにより佐野村の庄屋などが利益を得ようとしているからではないか。物吉が神社の神役を勤めるのは地子免除の神社の土地に住まわせてもらっている神恩に対する当然のことであり、これが古来より神役を

勤めてきたなよりの証拠である。

これに対して佐野村の言分は、物吉は「領堺へ出置」いた佐野村の百姓であり、佐野村の百姓が長瀧村の村社である蟻通神社の神役を勤める理由はない。古来からというならその証拠を示せということである。

この両者の言い分を比べてみると、明らかに佐野側が従来の慣習に反して新しい主張をしたようである。

それは

①この時までには何度か神社の修復などがあり、物吉は神役を勤めてきたと思われるのに、この年まで佐野村からの抗議がなかったと思われること。

②最初に神主側から神役を命じられた物吉がその場で拒否せず、佐野の村役人に言われて拒否したらしいこと。

（従来は神役を勤めていたらしく思えること）

③神社側の抗議に対して、佐野側が物吉に確かめてみると答えたらしいこと。これは佐野の村役人が「新法」に確信を欠いていた証拠ともいえる。（次章でみるように物吉村は戦国期には佐野村に属していなかったと考えられるので佐野の村役人が詳しいことを知らなかったと考えられる）

④佐野の村役人は、物吉は佐野の百姓だから長瀧の神役はできないと言いがら、藩に対しては差別的に「物

吉共義筋目格別」の者だから「御社内出入之事如何敷」と矛盾することを理由として主張していること。

⑤佐野側が、蟻通神社の命令でなく物吉の自発的な寄進としてなら神役を勤めさせるとの妥協案ととれる案を示してきたこと。

以上の理由によって、佐野村の村役人が新法を言い懸けてきたことは明白であろう。

ところで佐野村の庄屋・年寄は、すでに見てきたように戦国時代以来の佐野庄の土豪であり番頭であって、物吉と蟻通神社・長瀧村の関係についてはある程度は知っていると思われるのに、なぜどのような目的でこの時期に新しいことを言い懸けてきたのだろうか。

このことを考える前に、この事件が表面的には佐野村と蟻通神社の対立のように見えるが、実は佐野村と長瀧村との物吉をめぐる対立であることを確認しておきたい。両村の対立とする理由は、神社側を代表して佐野村との交渉にあたっているのが神主でも社僧でもなく長瀧村の年寄役であること。神主の木戸松太夫は、後述するように近世長瀧村の基礎を築いたと見られる長瀧中番の庄屋山内氏の一族であり、蟻通神社と山内氏・長瀧村は一体と言ってよい関係にあったこと、なによりこの文書が山内家に所蔵されていたことなどである。

佐野村が新法を言い懸けてきた理由と目的を、この史料だけで断定することは危険であるがつぎのようなことは言えるのではないかと考える。

①長瀧側が言うように佐野村が物吉の屋敷地を横領し、物吉を百姓として扱うことでいろいろの役の負担をさせようとしていた。

こうした例は、つぎの山内家文書（史料6）〔史料7〕でも見られる。

〔史料 6〕

「乍恐御内意御窺奉申上候」³²

一、鶴原村両番之内夙と申者筋目別段之者ニ而御座候得共御高并諸役へ懸り物宗旨人別等之儀ハ惣百姓同様ニ仕居候右夙之内四五人相応之身上成百姓御座候此度為御冥加御積銀之義奉差上度申居候ニ付如何可仕候哉御窺奉申上候尤御冥加銀として差上度願出候義ニ候へハ何卒願之通御許容被為 成下候ハバ難有可奉存候猶亦日根野村之内梓巫一兩人右同様之趣意ニ而罷在候

右同様共乍恐御窺奉申上候御賢慮被為 成下候ハバ難有可奉存候 以上

卯五月十八日

中通り積銀掛り三人

庄屋共

御地方

御奉行中様

〔史料 7〕

「乍恐御内々御願奉申上候」⁽³³⁾

(端裏書)

文政二卯六月御積銀被 仰出候ニ付御地方様へ掛り前

と御内々差上候願書之扣

(前略)

一、此度御積銀御冥加村々出銀仕候者へ被 仰付方之義

ハ先達而之御振合ニ而ハ掛リ之者共へ為御任之趣ニ

候得共當時小前之者共前々与ハ違候ニ付此度之被仰

付之處御威光も無御座候而ハ聴請之義も不宣哉ニ乍

恐奉存候此段御賢慮之程奉願上候

一、御積銀年限中少々宛雜用銀下ケ被 成下度奉願候

(下略)

これらの史料は少し時代が下がった文政二(一八一九)年のものであるが、「史料7」を見れば岸和田藩への冥加銀の上納に対して小前百姓の抵抗が強く、冥加銀だから

納入せよというようなことでは納得させられないことがわかる。またこの史料中の他の箇所でも見られるが、冥加銀の代わりに雑用銀の納入の減免も要求している。「史料6」では従来冥加銀を納めていなかった被差別の夙や梓巫の人びとが冥加銀の納入を願っている。

これは夙や梓巫らがこの機会に負担を負うことで百姓身分への上昇を期待したとも考えられるが、「史料7」も考慮すれば、村人の反発への対策として、村役人たちが村人の負担を幾分でも軽減するために夙などへ冥加銀負担を押しつけたことと夙でも願っているのだからと村人を説得するのに利用しようとした結果だと思われる。このように村役人が被差別の人たちに負担を押しつけ、利用しようとすることは、いつの時代でも見られたことだと思われる。

②後に論ずるように中世から近世にかけての変動の中で物吉は佐野村に属することとなったが、近世・江戸時代になっても一部で(神役などで)長瀧村の支配を受ける物吉を完全に佐野村の支配下に置こうとした(佐野村支配にすることが長瀧側から言えば神社領＝長瀧領の横領となった)。

では、なぜこの時期に佐野村が新法を言い出したのであろうか。もちろん享保元年のこの年に神社の修復が行

われたことによるのであるが、これまで佐野村が言い出さずに、この時期に言い出した理由はつぎのように考えられる。

①泉州では、この少し前から江戸時代初期からの慣例など(古法)が崩れつつあったこと。

例えば元禄一四(一七〇一)年に代替わりとなった佐野村西方の庄屋藤田十郎大夫は、翌年の藩主への初めての年頭の挨拶の順序が東方庄屋の吉田久左衛門の方が先であることに對して異義を申し立てた。理由は現在の藩主岡部氏どころか松井、小出氏が藩主の時から、つまり江戸時代の初めから年頭の挨拶はおろか公儀に差し出す諸帳簿類も全て藤田、吉田の順で書いてきた、もしこの格式が崩れるなら「諸事ニ付村中格式悉クやぶれ」と主張したが、現在の久左衛門一代限りは新法を認めさせられた。その後は十郎大夫の猛烈な巻き返しによって先規の通り十郎大夫を先にすること⁽³⁴⁾で落着した。

②長瀧村では、寛文一二(一六七二)年に蟻通神社の社僧宗福院と長瀧村の中心であり、蟻通神社と密接な関係を持つ中番庄屋の山内喜左衛門が対立して喜左衛門が庄屋役を罷免されて追放される事件がおこり、この事件が尾を引いて、貞享四(一六八七)年には一族の

神主木戸松太夫や山内藤兵衛を含む村内の有力者二人に庄屋山内長左衛門貞俊が訴えられる事件もおこり、宝永五(一七〇八)年にも一族の内紛から庄屋の山内長左衛門信忠が庄屋役を罷免されるなど蟻通神社の神主・社僧をまきこんだ争いが続き、佐野村側は長瀧側のこの混乱を利用して物吉に対する長瀧側の影響力を排除しようとした⁽³⁵⁾。

③元和の『名寄帳』Bで「物よし分」とされた人びとが寛永の『高名寄』で百姓として認められて以来八〇年以上がたち物吉が「れき々々の百姓」として定着してきたことが、こうした新しい主張をさせる最も大きな要因であったと思われる。

以上の①②③が、この時期に佐野村が新法を言い出した理由であるが、③についてはもう少し深く検討してみたい。

③で百姓として認められたと記したが、従来の物吉の研究によれば、物吉は中世非人の中心であった「癩者」の流れをくみ、「癩者」の近辺で差別される存在であり、独特の姿で年末年始を中心に洛中洛外の決まった勸進場を廻って施物を受けたとされている⁽³⁶⁾。

しかし近世の和泉の物吉については、「癩者」との関わりを示す文書も伝承もなく、またこれまでの研究で京都の

物吉などの特徴とされた、定期的に施物を求めたことなどもなかったことはつぎの史料からも明らかである。

〔史料 8〕 「永代諸覚帳」³⁷⁾

番人へ遺物ひかへ	
正月	大黒舞
五月	白米壹合宛
八月	並黒米壹升
九月	自分心付三升
同	都合四升遣ス
十二月	祭りもの
同	黒米三合宛
同	綿半斤宛
十二月	節季候
同	白米壹合宛
正月物	白米貳合宛

又八田地作り不申

右之通相究是ハ大株斗リ、難渋人之者ハ志次第之事

文冊書付市ハ半六へ渡置、為念如此ニ

四月廿八日

天保八丁酉年長瀧幸介代替リニ付、又ハ如此書付渡

置候事

(中略)

一 文政貳己卯年七月六日迄長瀧村之非人番幸介へ預ヶ置候、然ル所幸助義死去に付、右七月六日断二年寄太兵衛方へ参り候ニ付、夫亦市ハ半六へ預ヶ申候、此時王子村清蔵ハ頭役ニ而太兵衛方へ参り、其村方亦勝手ニ外之番人へ御預ヶ被成候義ハ相成不申様ヲ申候得共、当村ニハ是迄之方ヲ以市ハ半六へ預ヶ申候 (下略)

この「史料8」は俵屋新田村の庄屋菊家の文書であり、俵屋新田は正保二(一六四五)年に日根野、長瀧、佐野の三ヶ村領の空地を中心に開発が行われて成立した新田村である。

この文書は、少し時代が下がった天保八(一八三七)年のものであるが、かなり以前から俵屋新田村が盆や年末年始の遺物を長瀧の非人番幸介(助)に渡し、かれの死後は市場半六に渡していたことがわかる。

ここで見られる盆や年末年始に遺物を受けることこそ、従来いわれていた物吉の姿であり、すぐ近くに物吉村があるにもかかわらず非人番が遺物を受け取り、それが定着していること(文面から見ると既得権化しているといえる)は、近世の和泉の物吉には遺物を定期的に受け取ることがなかったことを証明するものである。

この史料は俵屋新田の文書であるが、俵屋新田は前述のように佐野・長瀧・日根野を中心に成立した村であり、この文書の所有者である菊氏は元和の『名寄帳』や寛永の『高名寄』にも出てきた菊左近番即ち佐野村年寄の菊左近の一族といわれていて、この時には俵屋新田村の庄屋を勤めていたことを考えると、定期的に遺物を非人番に渡すことは俵屋新田で初めて行われたのではなく、古くから隣接の三ヶ村でも行われていたことを引き継いだと推測される。さらに遺物の受取が俵屋新田の非人番(存在しなかった可能性が高い)ではなく、長瀧村および佐野村(市場半六の名から見ても、かつての市場番、佐野の枝村の市場村との関係が考えられる)の非人番によって行われていることも、この三ヶ村では近世には物吉ではなく非人番によって遺物を受け取られていたことを示していると思われる。したがって近世和泉の物吉にはその名と関わりがあるような勸進行為は認められないといつてよいだろう。

③ についてももう一つ検討しておきたいことは、物吉自身が百姓身分への定着をめざして努力していたことをうかがわせることである。

神役一件では物吉が佐野村と長瀧村の間にあつていただけに右往左往していたわけではない。

佐野村の村役人たちの思惑が物吉に対する長瀧村の影響力の排除にあつたにせよ、村役人のその意向を利用する形で物吉の人びとは自身の百姓定着化をはかるうとしたのではなかったらうか。

そのことはつぎのことから言えるのではないか。

① 最初の申し入れが長瀧側の反論にあうと、佐野の村役人が一応物吉の意見を聞くといい(ポーズである可能性もあるが)、結局新法を引っ込めなかったことは、物吉の人びとが神役を引き受けること(差別を温存することになる)に否定的であつたことの表れであつたと思われる。

② 年よりの物吉が、これからは奉仕として神役を勤めても良いと申し出たことは佐野村村役人の「偽り」(前述したように佐野側の妥協策でもある)ばかりではなく、神社の命令で神役をやらされるのではなく、自分たちが主導権をもって能動的に神役を奉仕すると主張することで従来からの差別の絆を脱しようとする物吉の人びとの意見を反映したとも考えられる。

この史料だけからこのような見方をすることは難しいかもしれないが、物吉の人びとが明治に入って村の名を改めたり、佐野村から離れたりしたことから考えても機会をとらえて自らの状態を改善しようという意欲はいつ

の時代にもかれらにあったと考えてよいだろう。^①

最後にこの神役一件の結果はどうなったのであろうか。山内家には結果を記した文書は残されていないが、もしかかなり争論が長期にわたるか長瀧側に不利であった場合は山内家の記録などに少しは残るはずであると思われるがそうしたことが見られないこと、天保期の『拾遺泉州志』などに見られるように鶴原の夙や久米田の道傍(法)と並べて差別的に扱われていることや地域の古老の話によると近代にも神社の下働きをしていたことなどから考えて、結局は長瀧側の意見が通って従来通りとなつたのではなかったかと思われる。

まとめておけば、和泉の物吉は蟻通神社の神役を引き受けることはあったが、江戸時代を通じて田畑を所有し、生業を農業としていたといえそうである。そして物吉の人びとは江戸時代を通じて、差別を乗り越えて百姓定着への努力を見せたがやはり差別の壁は厚く、完全には乗り越えられなかったといえるだろう。

四、中世の物吉

これまで見てきたところから、和泉には江戸時代初めから農業を主とする物吉の存在したことが確認された

が、江戸時代以前はどうであったのだろうか。

最初にも少し触れたように熊取の中文書の中に享禄五(一五三二)年の「赤坂孫二郎田地売券」があり、売買の対象となった田地の所在地として「泉州日根郡鶴原庄内物吉南之ソイニコレアリ」と記されている。

前述の享保の神役一件についての佐野村の態度から見て物吉村は昔から佐野村に属していたとは考えられないので、江戸時代以前は鶴原庄に属していたとする点も決して不自然ではない。むしろ鶴原と佐野が近接している点や後述する理由からも一時期は物吉村が鶴原庄に属していたと考えた方が自然であると思われる。

元和の『名寄帳』などから見ても物吉は散在していたのではなく、江戸時代初期から一つにまとまっていたらしいことも考ええると中文書の「物吉」は地名というより物吉村を指しており、元和の『名寄帳』に「物よし分」と一括され、寛永の『高名寄』に記された九人の物吉の先祖にあたる人びとであったと考えられる。そうであるならば物吉の文献上の初出が日葡辞書とされ、物吉村が近世に入って成立したとの従来の説は百年近く修正される必要がある。^②

ところで中世の和泉の物吉村は往古より鶴原庄に属していたのだろうか。もしそうだとするなら享保の神役一

件に鶴原が全く出てこないことの説明がつかない。すでに前に記したように、日根野の大井関神社がこの地域の惣社として広い信仰圏を持っていたのに対して蟻通神社は有名な割には長瀧の村社の性格が強かったといえるが、その蟻通神社と近世に強い関係を有していた物吉が長瀧庄と無関係に鶴原庄に属していたとも考えられない。結論から言えば物吉は中世には長瀧庄に属し、その後中世末期には一時期鶴原庄に属し、近世に入って佐野村に属することとなったのではなからうか。

それでは、いつ、どのような理由から物吉は長瀧庄から鶴原庄に移ったのであろうか。

その前に触れておきたいのは、中世の物吉は江戸時代のように農業を生業としていたであろうかという問題である。史料がないので断言はできないが、若干の耕地は持っていたにせよ物吉の名称や「史料5」にも「百姓分ニ加リ」とあるところからも江戸時代以前は農業を中心とするのではなく、寺社の下働きまたは遺物を受け取る勸進などを生業としていたと考えた方が自然であろう。^③ 以上のことにも留意して、いつ、どのような理由で長瀧庄から鶴原庄に移ったのか考えてみよう。

九条政基の『旅引付』は戦国期の日根庄の様子を記録したものであるとしてよく知られており、その中で日根野・入

山田村などでは、のちの江戸時代に庄屋・年寄となる番頭層を中心として村が一つにまとまり、力を合わせて守護方、根来勢力、荘園領主らが入り乱れての混乱した情勢に対処している姿がいきいきと記されている。もちろんこうした村の姿は隣接する熊取、上之郷、佐野でも同様だったことは『旅引付』やこれらの地域に残された文書などからも明らかである。しかし全ての地域が同様であったわけではなく、日根野の隣にある長瀧庄ではこうした姿はあまり見受けられないことに注意を払う必要がある。『旅引付』には長瀧庄が八回登場するが、ほとんどが軍勢の進駐の話であり、村人が出てくるのは、文亀二(一五〇二)年九月一日の大水により「槌丸・葛蒲村等之樋共落流」し長瀧庄に流留したため樋を引き上げようとしたが入山田四ヶ村・日根野東西の地下人だけでは成功せず、上郷三ヶ村・長瀧一庄も協力した話だけである。この時も上郷は酒を人びとに振る舞ったが長瀧ではそうしたことを指導する人物もいなかったようである。同じく文亀二年九月一二日の条には、根来勢力の侵入に備えて佐野・井原・上郷・熊取・新花・木嶋以下の村むらが入山田に財物・牛馬を多数預けてあった話が載せられている。戦乱に備えて家財を疎開させることはごく普通のことではあるが、村人個人がつてをたどって入山田村へ

疎開させたわけではあるまい。前記の五ヶ村の家財となれば多数にのぼると思われ、戦乱前夜のあわただしさの中では混乱して収拾がつかないと思われるが、そうしたこともなく整然と家財の避難が行われたらしいのは五ヶ村の番頭たちの指導と横の緊密な連絡があったからと思われる。この家財の避難には、戦乱の影響を大きく受けるはずの長瀧は入っていない。これは偶然でも、九条政基が書きもらしたわけでもない。九条政基が日根庄にやって来たころ長瀧では長瀧庄以来の古い体制が崩れて番頭層を中心とした村のまとまりが崩壊していたのである。

江戸時代の長瀧村は東西中の三番に分かれていたが、これは中世以来ではなく豊臣秀頼によって分けられたといわれており、最初は庄屋もなかったが、のちに山内氏などが三番の庄屋となったと伝えられている。この山内氏が庄屋としてため池の築造や灌漑設備の整備などに力を尽くし、近世の長瀧村の基礎を築くことになるのであるが、山内氏の先祖は九条政基が日根庄へ来る少し前に関東から長瀧の地にやって来たといえられ、一六世紀の中ごろの天文年間に長瀧村における指導権を確立したと考えられる。関東から来たといった伝承をそのまま信じることはできないが、長瀧では周辺の佐野・日根野・上

之郷・熊取などと異なつて中世以来の番頭層が江戸時代まで村の指導者となることはなく、一六世紀に入ると外来の新勢力が台頭し、新旧の交代が行われていたのであった。したがって九条政基が日根野にやって来たころの長瀧は強力な指導者を欠いた状態にあつたといえる。

長瀧庄は鎌倉時代以来の摂関家渡領であり、在地の土豪中原氏（日根野氏）が包富名や弥富名の下司や公文などの荘官を勤めていたが、一四世紀初期には弥富下司職と長瀧荘公文職が久米田寺に寄進された。これ以後は荘園領主である九条家の力が次第に衰退し、荘官の中原（日根野）氏もまた在地での勢力を低下させ、一六世紀に入ると本家は美濃に移つたといわれている。こうした荘園領主や荘官の弱体化が前記の新旧交代を可能としたものであるが、長瀧庄が徐々に解体しつつある中で、長瀧庄の宮座（村人）によって支えられていた蟻通神社も、長瀧庄に建立され行基の同朋である惠基が本願であり、「当庄（日根庄）建立の本寺」と記され、正和五（一三二六）年の「日根野村絵図」にも大きく描かれていて、当時は泉南の地に相当の勢力を持っていたといわれる禅興寺もその力を失つていったと思われる。やがて、天正五（一五七七）年の織田信長の雑賀攻撃の際に禅興寺と蟻通神社ともに焼失し、近世になつて蟻通神社が再興された

にもかかわらず、根来寺と関係の深かつた禅興寺はついに再興されることはなかった。

中世の物吉はこの蟻通神社と禅興寺の両方に深い関係を持つていたのではなかつたらうか。現在のところ史料が見いだせないが、私は中世には蟻通神社に物吉がおり、禅興寺には道傍（法）系の人びとが居いて二つが一緒になつて近世の和泉の物吉を構成したのではないかと考えているが、それは次の理由による。

① すでに見てきたように、寛永の『高名寄』に記された物吉の名の中に僧に類似した名の人びとがいて、大部分の物吉の人たちが安松出作地から田畑を買得したにもかかわらず、この三人はそうではなかつたこと（ただし所持地は地名からみると出作地の近くであり、開墾によつて入手した可能性もある）。本稿の二、で述べたようにこの三人が同時に田畑を手放しているなど一致した行動をとっていたらしく思えること。

② 禅興寺が行基と関係の深い惠基の建立と伝えられ、一四世紀には久米田寺が長瀧庄の公文職などを取得するなど、長瀧との関係が強まっていた。また近世の物吉の中で、行基の建立である泉州の大寺久米田寺の道傍（法）と親密な関係を持つ人びとがいたらしいこと。

③ 『拾遺泉州志』の中で中盛彬が「つる原の宿村、久米

田の道傍村、佐野のものよし村」と三つ並べて書いたのは、この三村に関連性を認めたからではなかつたか。この三村が「かわた」と百姓身分の間だという共通性だけなら同じような村は泉南には他にもあるのに、この三村を一くくりにしたのは、中世以来のこの三村の関係が江戸時代も伝承されており、自身も中世の土豪の系譜を引く盛彬がよく知っていたからだと考えられる。

④ 「史料5」には「大寺大社ニハ門前と申有之候而仏神御役相應ニ相勤申候」とあるが、一般的なことを言っただけなのだろうか。蟻通神社クラスを大社とするなら、これに匹敵する神社は泉南地方にも他に多くあるが被差別の神役を勤める人びとが必ずいるわけではない。とすれば「大寺大社」は、滅びて百年余りたつとはいえ禅興寺や蟻通神社のことを念頭に置いての言葉ではなかつたか。

以上のことから、中世には物吉の人びとが蟻通神社と関係を持つて神役を勤め、佐野の市場などを含めた地域で勧進を生業として暮らしており、一方道傍の人びとは禅興寺に属して寺役を勤めていた。しかし、戦国期の混乱の中で長瀧庄が解体し、禅興寺や蟻通神社も衰退するなかで物吉・道傍の人びとは長瀧庄を離れ、おそらく夙

の人びととの関係から鶴原庄に移ったと考えられる。鶴原に移つてのち、物吉・道傍の人びとは、禪興寺・蟻通神社という後ろだてを失つて従来の生活を続けていくことが困難となり、しだいに農業中心の生活へと転換をはかり(ただし、この両者の農業への取り組み方に濃淡のあったことが、その所有地の差となつたと考えられる)、慶長一二年前後から開墾または安松出作地の田畑を買得ていくことで百姓化していった。

天正一三(一五八五)年の豊臣秀吉の根来攻めが終わつて戦乱が終息すると、従来からの長瀧との深い関係から、物吉と道傍の人びとは人数の多い物吉の人びとが指導権をとつて(したがって全体が近世には物吉と呼ばれた)再び長瀧庄にある地子免除の蟻通神社の境内地に住むようになったのではなかつたらうか。蟻通神社が本格的に再興されたのは慶長一七(一六二二)年であり、豊臣秀頼の命により吉田豊後守が奉行となつて行われたが、それ以前の慶長八(一六〇三)年には山内氏などによつて蟻通神社の再建が行われ始められていた。この時期に物吉の人びとが鶴原から蟻通神社の地に移住したのではなからうか。その際かつての禪興寺・蟻通神社との間に慣例となつていた多くの仏役・神役が整理され簡略化されて江戸時代の蟻通神社と物吉の神役となつて残つ

たのであろう。

泉州における検地は天正一三年と文祿三(一五九四)年の太閤検地および慶長九(一六〇四)年の徳川幕府による検地である。したがつて物吉村が佐野村に村切されたのは慶長九年の江戸幕府の検地によると思われる。

物吉村が蟻通神社の境内地にあり、蟻通神社が長瀧村に属していたにもかかわらず物吉村を長瀧領としなかつたのは次の理由によるものであろう。

①すでに見てきたように物吉の人びとが所有する田畑が佐野村にあつた。

②物吉村が蟻通神社の境内とはいえ神社とは熊野街道を隔てて佐野側にあり、街道によつて村切がしやすかつた。

③これまで見てきたように、長瀧村も山内家などの新興勢力が定着し、中世の長瀧庄と物吉との関係は薄れていて、徳川政権としてはそうした関係を考慮する必要がなかつた。

おわりに

近世を中心と和泉の物吉について見てきたが、いつごろから物吉が和泉に存在するようになったかについては

全く不明である。しかし推測の羽根を伸ばすなら、正和五(一三三六)年の「日根野村絵図」に描かれた「古作ヲ坂之物池ニツキ早」が注目される。この「坂の物」についてはいろいろの説もあるが、もし池の築造が久米田寺または西大寺の関係者だとするならば、禪興寺の道傍はその子孫と考えられないだらうか。江戸時代の蟻通神社との神役が恒常的な祭礼などの時ではなく、非恒常的な普請の時だけであつたらしいことも、物吉の一部の人びとが池を築造した技術者の子孫とするなら説明が可能であらう。

明治維新以後の物吉村は南村と名を変え、佐野村に残ることなく、明治二二(一八八九)年には安松村・岡本村・榎井村と共に南中通村となつた。昭和に入つて日中戦争が始まり、戦争が拡大して昭和一六(一九四一)年に太平洋戦争が始まると、陸軍によつて当地に明野飛行学校佐野分校の建設が計画された。翌年から村・神社・田畑・池をつぶして飛行場建設工事が始まり、南中通村に属していた南村は集団で移転することなく分散して移転し消滅した。

江戸時代の史料を中心に物吉について見てきたが、物吉などの被差別民については、おそらく未発見の史料、気がつかれずに見過されてきている史料もあると思われ

る。今後和泉だけでなく各地域で新しい史料が見つければより正しく豊かな物吉像が描けていくものと思われる。

今回の粗雑な論考でもいくらか新しい知見が、従来の物吉像に加われれば幸いであるが、多くの今後解明すべき課題も残つた。とくに道傍については史料の裏付けが必要であることを感じている。その他多くの誤りもあることと思われる。大方の御叱正、御教示をお願いしたい。

なお今回の発表に際して快く史料の公開を許可していただいた山内家の山内六女子さん、泉佐野市教育委員会、岸和田高校および道傍の史料のご教示をいただいた岸和田市史編纂室玉谷哲氏に感謝の意を表します。

注

(一)道法については、天明六(一七八六)年の『泉州南郡久米多寺境内下人非人道法并門前借屋宗旨改帳面之覚』を見ると、寛文頃より宗旨改帳のあつたことが知られ、道法が江戸時代初期から久米田寺境内に居住していたことがわかる。

天保一四(一八四三)年の『泉州南郡寺社覚』には「久米田寺下人非人道法之者開基行基菩薩 摂州有馬郷より九人連れ此所に居住を被免夫と今に至り家拾九軒に罷成相

伝り申候 此者共宗旨者京都西本願寺末寺堺善教寺旦那に而候」とあり、岸和田市史史料 第一輯「泉州久米田寺文書」の中の「久米多寺隆池院由緒書」には久米多寺の当時の様子を伝えて「一、当山家頼（来カ）屋舗一村、在兆内之域外人家家都テ三十余宇男女雑居」と記している。行基と共に来たか否かは別にしても、古くから道法が久米田寺境内に居住していたという伝承があり、家来としての役割を果たしていたことがわかるが、具体的な道法の生活については史料不足でわからない。

ろ最も詳しく、他の文書と照合しても信頼のおける絵図である。

(5) 山内家文書、長瀧中番の庄屋山内家の文書で近世を中心として約千五百点あり、「泉佐野市史」では使用されなかった文書であり、現在筆者が目録を作成中である。

(6) いずれも現在は泉佐野市教育委員会社会教育課の保管であるが、一九五八（昭和三三）年発行の『泉佐野市史』の編纂に利用され、その後図書館付属の倉庫にあったものを筆者が整理した。「仮目録も作成した」

ある。

夙については、時藤知之氏が近世の鶴原には「宿」がなかったと主張されているが、「中世後期における瓦屋・鶴原嶋村の考察」『部落解放研究』第八一号、本稿に記した「拾遺泉州志」、「史料6」、岸和田高校所蔵の元禄一三年の絵図には鶴原の夙が記されているので、近世にも存在したことは明らかである。

(7) 『泉佐野市史』第四章、第五章

佐野村には東西の他に、後年南番ができたが、市史はその時期を幕末としている。しかし、これは誤りであり、享保一三（一七二八）年ごろと思われる。その理由は「當番開基之節東方より書取如此」と記された東方より南番に移された人の享保一三年の名寄帳がある。（泉佐野市教育委員会所蔵）

(2) 横田則子「物吉考」（『日本史研究』三五二号）宇佐見英機「近世物吉の生活と道」（『歴史の道・再発見』第四巻）

山内家文書には東長瀧村次郎兵衛一家が村追放となった時の「享保十三戊申年十一月十八日村追放」と書かれた文書があり、その中で追放される範圍の村を記してあるが「一、佐野村同南番と書かれており、佐野村東西は書かずに南番のみが書かれているのは南番が新しいために人びとに知られていないことを考慮した結果と考えられる

(3) 宇佐見前掲書

別々の村に関する絵図ではこの絵図が、現在までのところ

(4) 岸和田高校所蔵の絵図。大きく、詳細であり、泉州の被差別の村に関する絵図ではこの絵図が、現在までのところ

ので、南番は享保一三年ごろに設立されたと考えてよいだろう。

(8) 『泉佐野市史』は名寄帳Aのみを元和元年の佐野村東方の名寄帳として分析の対象としているが、A・Bの両方を分析しなければ、佐野村東方の実状に迫りえないのではないだろうか。

(16) 『泉佐野市史』史料篇 元禄一五年の「佐野村年寄連署覚書」と元文二年の「佐野村庄屋年寄等起請文」（いずれも藤田家文書）食野家文書の田畑の売券類

(9) 『泉佐野市史』史料篇 藤田家文書

(10) 宝永二年の『陸高ヲ浦人持高替浦方江越シ帳』宝永二年の『名寄帳』（浦方のもの）いずれも泉佐野市教育委員会所蔵

(18) 『泉佐野市史』第四章、第五章 土豪や家来百姓の存在は泉州地方の特色とされている。

(19) 『名寄帳』Bには、きく左近（二石一斗七升六合）おく左近（二石四斗五升）、三郎右衛門（二石三斗三升三合）、右衛門（二石八升四合）など『名寄帳』Aに大きな持高のある有力農民と思われる人物の名の少額の持高が記されているが、かれらは家来百姓を隷属させていたと考えられるうえ、Bに記されているので、家来百姓の持高と考えてよいのではなからうか。

(11) 人名をMとしたのは（後でも地名を○○○などと表記したのは）、泉佐野市教育委員会から史料の使用条件として人名と地名（字名）は出さないことという規制があったためである。

(20) 『泉佐野市史』第五章

(21) 『泉佐野市史』第四章元和元年は二、五四二石六升となっている。

(12) 『泉佐野市史』史料篇 藤田家文書

(13) 「さんさい帳」の「さんさい」は散在かとも考えられるがどのようなものかはよくわからない。

(22) 宝永二年の『陸高ヲ浦人持高替浦方江越シ帳』宝永二年の『名寄帳』（浦方のもの）いずれも泉佐野市教育委員会所蔵

(14) 『泉佐野市史』史料篇 食野家文書

(15) 田沼 睦「都市貴族の下向直務と中世村落」（稲垣泰彦編『荘園の世界』）

(23) 慶長一四年の「泉州佐野村御帳之内十郎大夫方より越て参候帳えうつし」から正徳二年の「浦高ヲ陸人持高替陸方江越シ帳」まで、寛文四年、貞享四年、元禄一〇年、宝永二年、正徳二年の各年の陸から浦、西から東（各々の逆も

勝侯鎮夫「戦国時代の村落 和泉国入山田村、白根野村」『社会史研究』6号）など

勝侯鎮夫「戦国時代の村落 和泉国入山田村、白根野村」『社会史研究』6号）など

含む)への「高替越帳」が二冊残っている。これを見ると東西陸浦の田畑の整理が頻繁に行われていることがわかる。(いずれも泉佐野市教育委員会所蔵)

(24) 『泉佐野市史』第五章

(25) 『名寄帳』AにBの一括された五つの番の石高を加えると七二〇石余りで、『高名寄』の五つの番のみの石高が七百三十五石余りとほぼ同じであることは、『名寄帳』Bに一括された五つの番が寛永には分解されて番頭や有力農民の持高の増加と家来百姓などの自立になったとは考えられないだろうか。

(26) 大多数は零細な田畑しか所持していないか、屋敷地のみであるが、一部には板原氏(持高二五石)などのように持高の多い者もいる。宝永二年「名寄帳」(泉佐野市教育委員会所蔵)

(27) 泉佐野市教育委員会所蔵

(28) 山内家文書

(29) 東西の番には年寄松右衛門は見あたらず、中番の年寄は、宝永から正徳にかけてが新右衛門と与七郎、正徳から享保一〇年までが与七郎と松右衛門、享保一〇年以後が久左衛門と十右衛門であり、享保以後は松右衛門という年寄はいない。

(30) 山内家の記録などによると慶長八(一六〇三)年、慶長一

七(一六一二)年、明暦二(一六五五)年、万治二(一六五九)年、寛文九(一六六九)年などに蟻通神社の修復造営が行われている。

(31) 『長瀧古記』(山内平右衛門が寛文年間、一七世紀後半に書いた覚書・山内家を中心に長瀧村や周辺のことについて記している。原本の所在は不明である)は蟻通神社について、盗人が入ったことまで含めて数多く記している。その中で明暦二(一六五六)年の蟻通寺(宗福院)の建立では山内家がかなりの費用を負担したが、東西の庄屋は妨害したのみであったと記している。したがって近世の蟻通神社は長瀧村全体というよりは中番・山内家との関係が深かったといえそうである。

(32) 山内家文書

(33) 山内家文書

(34) 『泉佐野市史』史料篇 藤田家文書

(35) 山内家文書

(36) 横田則子「物吉考」(『日本史研究』三二五号)宇佐見英機

「近世物吉の生活と道」(『歴史の道・再発見』第四卷)

(37) 『泉佐野市史』史料篇 菊家文書

貝塚の王子村に頭役がいて長瀧村、佐野村の非人番の支配をしているらしいことも今後の研究課題である。

(38) 『泉佐野市史』第五章

(39) 『泉佐野市史』第五章

(40) 『人倫訓蒙図彙』(東洋文庫五一九)

(41) 『泉佐野市市勢紀要』

(42) 『熊取町史』史料編一

(43) 横田則子「物吉考」(『日本史研究』三二五号)

(44) 蟻通神社は『枕草子』などで知られている。

しかし大井関神社が日根野・長瀧・上之郷・菟田四ヶ村の惣社で、氏が広範囲に存在するのに対して、蟻通神社の氏は長瀧村のみである。

(『泉佐野市史』史料篇 古谷家文書「日根野・上之郷・長瀧・菟田四箇村民神三付言上書」)

(45) 『史料8』の「十二月 節季候」などは近世になって始まったとも思えない。中世からあったとするならば非人番ではなく、物吉が関係していたと考えられないだろうか。

(46) 『旅引付』文亀元年六月一七、一八日。文亀元年九月二十三日 永正元年四月五日

『泉佐野市史』史料篇

(47) 山内家文書

(48) 山内家文書

(49) 『泉佐野市史』第二章、第三章

『大阪府史』第三卷、第四卷

(50) 吉田靖雄『行基と律令国家』(吉川弘文館)

(51) 九条家文書文保三年十一月廿二日「源兼定讓状」

(52) 山内家文書、『長瀧古記』。禅興寺は周辺に八百石の寺領があり、山内家の先祖が代官を勤めていたと記しているが確認はできない。

(53) 和泉国の「宿住人などの生産活動・雑芸能者としての生活の一部は、この地域寺院の活動と結合していた」とするならば、禅興寺と物吉などとの関係も充分考えられる。(三浦圭一「中世から近世初頭にかけての和泉国における賤民生活の実態」『歴史評論』三二六八号)

(54) 「日根野近隣絵図」(『九条家文書 一』)には熊野大道から海側に「荒野」と記されたところがあり、安松出作地はこの荒野の一部にあたると思われる、もともとこの出作地は安松村の人により開墾された田畑ではないかと思われる。

(55) 近代になって軍用飛行場建設のために物吉村が移転させられたが、移転先の一つは久米田の道傍の人びとの所であったといわれている。

(56) 熊取の中盛彬の著した『家記・先代考拠略』(一九世紀前半)には和泉の五社・大寺として大鳥、吾孫子、信田、積川、日根野(大井関)の各神社、家原、高倉、久米田、榎尾、松尾の各寺を記している。この他に南郡だけでも男、意賀美、波太の式内社で大社といえる神社があり、水

間、神於寺などもあるがこれらの門前にはほとんど被差別の人たちはいなかったと思われる。

(57)一つは、もともと中世の宿が「非人だけが集住するのでなく、三昧聖・雑芸能者・職人・旅館経営者・運送業者などが集住して、非人のなかにもこれらを兼務するものがあった」(三浦圭「鎌倉時代における開発と勧進」『中世民衆生活史の研究』)ということ。従来から宿と物吉とは関係があったと考えられる。

もう一つは、鶴原には一向宗の正覚寺があり、物吉村にも一向宗の善證(正)寺が江戸時代にはあり、中世末期には双方に一向宗徒という共通性があったと思われる。

ついでに記しておけば、久米田寺は真言宗であるが、寺領内の道傍村は一向宗の教宗寺に属している。(『泉州南郡寺社覧』)

(58)「史料」によれば非人番が俵屋新田の庄屋から一年で受け取るものは、白米四合、黒米四升三合、黒麦二升、綿半斤である。これは高持百姓が志次第で出すとはいえず、俵屋新田や長瀧・佐野から受け取るとするとなりの額になると思われる。

二百年以上も隔たった江戸時代の後半の史料で江戸時代初期の状態を単純に論ずるわけではないが物吉の人物とが中世後半には勧進行為を生業としていたとして、元

和期の持高程度の買得資金は得られたと考えてよいのではないか。

(59)山内家文書「長瀧古記」(慶長八癸卯年六月十二日柱立也)とあり木戸治部太夫(山内氏の先祖)が関係したと記されている。中世末に長瀧にやってきた山内氏にとって古くからの村人の氏神である蟻通神社を再建することは、村人を把握して新しいリーダーとなるためにも必要なことであったと思われる。山内氏は藤原氏の子孫と名乗り、山内家の氏神として春日神社を勧請して中宮社を長瀧中番に造ってもいる。

(60)普請(土木工事)の時のみの神役などは極めて珍しいと思われる。

(61)岸和田高校所蔵の元禄一三年写の絵図に物吉村が描かれており、明治の陸地測量部の地図とも一致する。

(62)三浦圭一氏は久米田寺と関係ある僧実専が非人を使って池を開発したとされ、(鎌倉時代における開発と勧進)「中世民衆生活史の研究」。松尾剛次氏は西大寺が非人を使って池を造ったとされている(「開発と中世非人」『山形大学史学論集』第二号)。禅興寺は西大寺系にもなっている(松尾前掲書)、池の開発がどちらであってても「坂之物」と禅興寺の関係を考えることはできる。

(63)「泉佐野市勢紀要」

南中通に入ったことに、かつて安松出作地を入手したことの関係を見るのは考えすぎだろうか。

(64)樋野修司「陸軍明野飛行学校佐野分校跡の調査」(歴史科学)九四号

移住は大きく二つに分かれた。現在の蟻通神社も太平洋戦争中に移転されたものである。

女性問題入門

大野町子



女性問題入門

大野町子著

男女別賃金、セクハラなどに対する具体的な運動の中から、今日の女性の一定の地位向上が実現されてきた。本書は弁護士である著者が法律的観点から女性問題を論じる。

人権ブックレット47

●A5判●76頁

●定価600円+税18円